

神戸の住宅設計基準（コードス）※ ～ 抜粋 ～

通則

段差	段差	段差解消	住戸内の戸の下枠及び床には段差を設けないこと。
	階段	仕上げ	踏面には滑りにくい床材を用いるか、又は、段鼻の踏面とほぼ同一面にノンスリップを設けること。 段鼻は、材質、色等で変化を持たせること等により、段を識別しやすいものとする。
手すり	手すり	高さ	床面又は階段の段鼻より 750 mm ± 50 mm とすること。
		形状	握りやすいように、直径が 28 mm 以上 40 mm 以下の円形のものとする。
		手すり空き	握りやすいように、壁面から手すりまで 35 mm 以上 50 mm 以下の空気を確保すること。
		端部処理	端部は、危険を避けるため、水平に延長し、壁側又は下端に折り曲げることが望ましい。

空間別規定

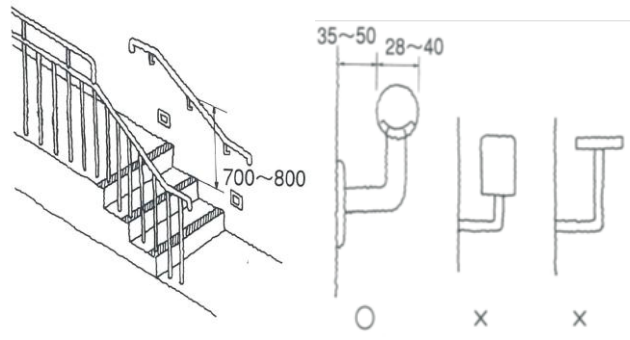
玄関	段差	段差解消	通則の規定によること。ただし、ポーチと玄関出入口の下枠との段差は 20 mm 以下、玄関出入口の下枠と土間との段差は 5 mm 以下とすることができる。
		段差処理	框段差は、共同住宅にあっては 100 mm 以下、その他の住宅にあっては 180 mm 以下の単純段差とすること。
	手すり	縦手すり	下端の高さは、土間床面より 750 mm 程度とし、長さは、 800 mm 以上とすること。
		水平手すり	高さは、土間床面より 750 mm ± 50 mm とし、長さは、 600 mm 以上とすること。
便所	段差	段差解消	通則の規定によること。
	手すり	縦手すり	位置は、便器の先端から 150 mm 以上 200 mm 以下前方（便器に座った場合の前方をいう。以下、手すりの項において同じ。）、下端の高さは、床面より 700 mm 程度、長さは、 700 mm 以上とすること。
		水平手すり	前方の端部の位置は、便器の先端から 150 mm 以上 200 mm 以下前方、高さは、便座面より 200 mm 以上 300 mm 以下、長さは、 600 mm 以上とすること。
浴室	段差	段差解消	通則の規定によること。ただし、出入口には 100 mm 以下の単純段差を設けることができる。
	手すり	浴室出入口用手すり	出入口に段差（ 20 mm 以下のもの及び段差解消のためのすのこをあらかじめ備えているものを除く。）がある場合にあっては、転倒を防ぐため、出入口の浴室側に、下端の高さが床面より 900 mm 程度となる位置に、長さ 600 mm 以上の縦手すりを設置すること。
		浴槽跨ぎ用手すり	浴槽の出入り部には、転倒を防ぐため、エプロンの真上に、下端の高さが床面より 900 mm 程度となる位置に、長さ 600 mm 以上の縦手すりを設置すること。
姿勢保持用手すり		浴槽に姿勢保持のためのハンドグリップ又はこれと同機能のものを備えていない場合にあっては、姿勢を保持するため、浴槽の縁より高さ 100 mm 以上 150 mm 以下の位置に、長さ 600 mm 程度の水平手すりを設置すること。	

※ 神戸の住宅設計基準（コードス）（Kobe Housing Design Standard）

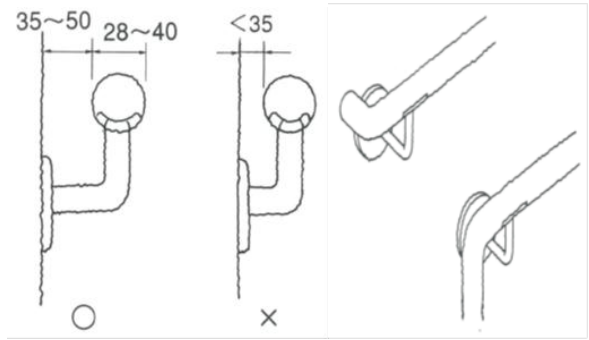
“生活者にやさしいすまいづくり”という基本理念のもとで、日常生活の安全性と快適性の確保のために、平成10年に神戸市が定めた住宅のバリアフリーに関する設計基準です。

新規に建設する住宅を対象としており、既存住宅への適用を想定した基準ではありませんが、バリアフリー改修の参考資料として有効に活用してください。

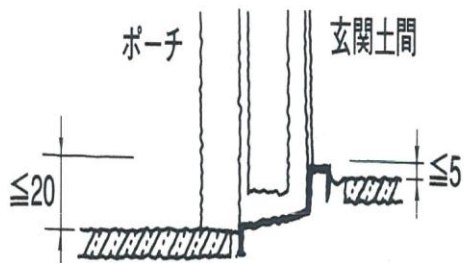
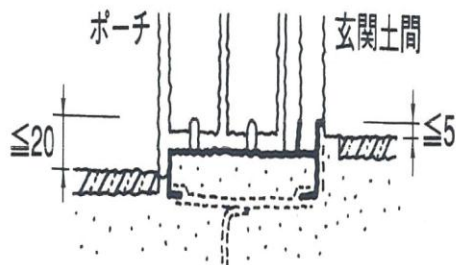
手すり（高さ、手すり空き）



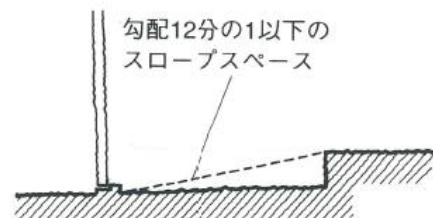
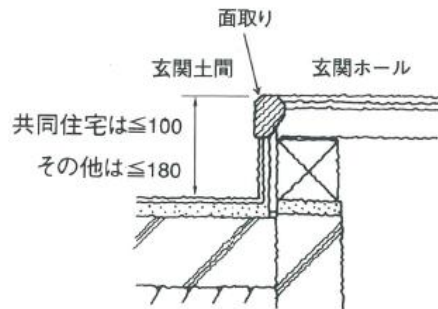
手すり（形状、端部処理）



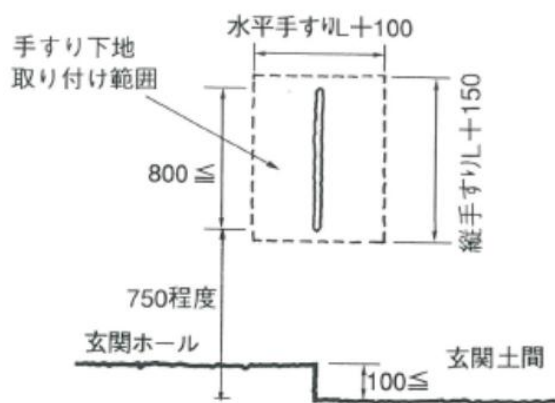
段差（段差解消）



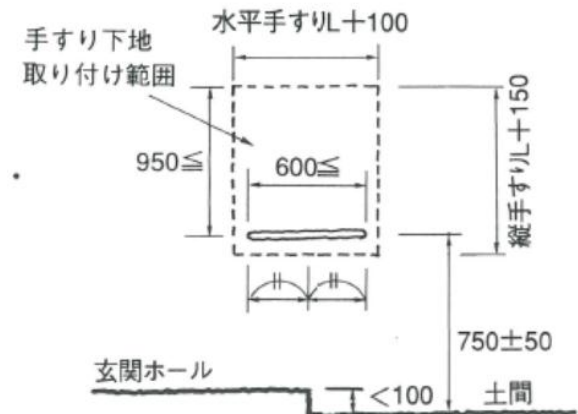
段差（段差処理）



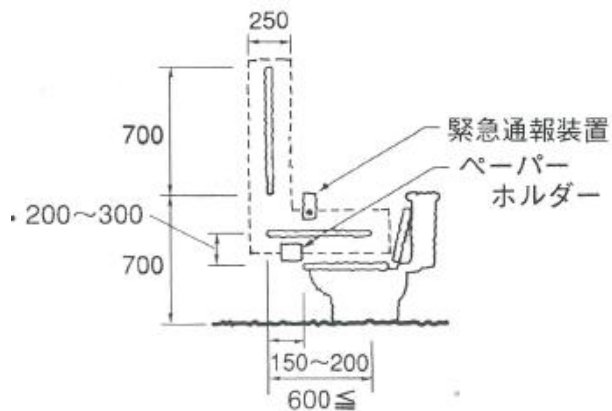
玄関（縦手すり）



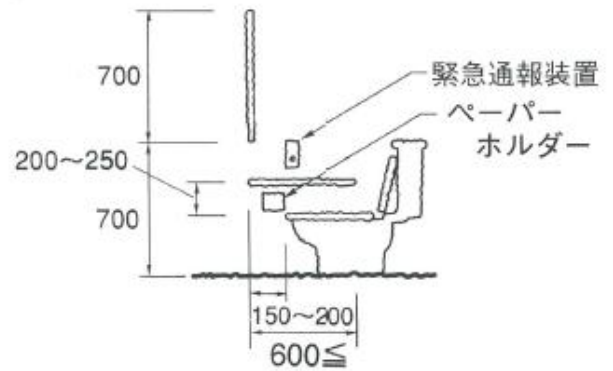
玄関（水平手すり）



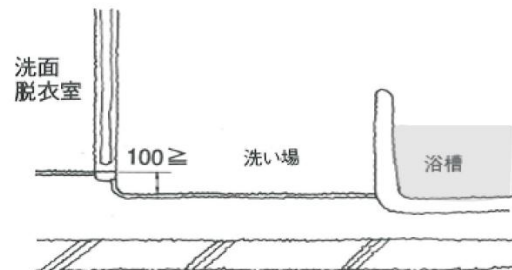
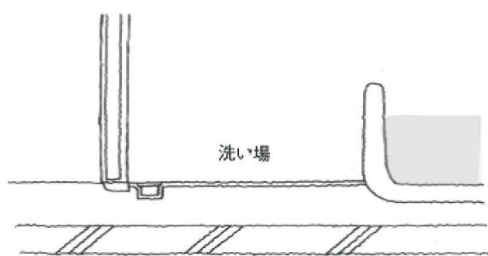
便所（縦てすり）



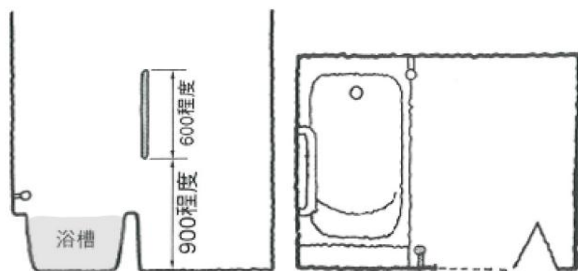
便所（水平手すり）



浴室（段差解消）



浴室（浴室出入口用手すり）



浴室（浴槽跨ぎ用手すり）



浴室（姿勢保持てすり）

